



昨

年10月31日に環境計

画町民会議から答申を受けた、羽幌町環境保全条例案と羽幌町の環境を守る基本計画は、その後、

羽幌町環境審議会と羽幌町議会へ説明を行い、ご審議をいただいております。

全ての審議はまだ終わっていませんが、3月上旬に開催される、羽幌町議会定例会に上程される予定です。

羽幌町環境保全条例は罰則や規制は盛り込まず、

住民、事業者、観光客、町がそれぞれの立場で行わなければならないことを定めた、マナー条例をめざしています。

観光客にも生き物に影響を与えない行動を求め、貴重な羽幌町の財産である海鳥などを守るための大事な条例といえます。

羽幌町の環境を守る基本計画には、行政の役割のほか羽幌・天売・焼尻の地区別、農業・漁業などの事

業別の環境配慮の方針も明示されています。ほかに町民自らが動く行動指針として「スローライフ計画」も載せています。スローライフ計画は未来の子ども達により良い環境を残すために、みなさん一人ひとりが、普段の生活から変えることが必要で、こんな生活をしませんかと提案しています。

例えば、家庭から川や海を汚さない運動、ごみを適正に処理し出来るだけり

環境計画 news | 27

環境保全条例、環境を守る基本計画 3月定例議会に上程へ



環境計画町民会議へのご意見をお待ちしています。
☎ 0164-62-1211(内線105)
✉ choumin@town.haboro.hokkaido.jp

サイクルを行う、省エネルギー地球温暖化防止の方法などです。

3月議会で決まりましたら、全世界にダイジェスト版でお配りすることにしています。

環

境を良くする運動を、町民のみなさんと一緒に、自分の出来ること

ろから、出来る時から少しずつ始めて行きたい」と思います。

あなたも、今からでも一人からでも出来ます。ちょっとだけ自分のまわりの環境に目を向けてみませんか。それが未来の子どもたちへ、素敵な環境を残して行ける力ギだと思えます。